

## 船舶事故調査報告書

令和2年1月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年8月22日 05時45分ごろ
発生場所	門司港下関区巖流島東岸沖 彦島導灯（前灯）から真方位065°580m付近 （概位 北緯33°56.0′ 東経130°55.9′）
事故の概要	遊漁船SEVENは、漂流中、浅瀬に乗り揚げた。 SEVENは、船底部外板の擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	令和元年8月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 SEVEN、6.6トン 290-59510山口、株式会社ガイドサービスセブン 14.98m (Lr) × 2.68m × 0.97m、FRP ディーゼル機関、421.40kW、平成19年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年6月22日 免許証交付日 平成29年9月29日 （令和5年2月12日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底部外板に擦過傷、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約1.2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 東流約6.1ノット （kn）（早鞆瀬戸）、潮高 87cm（弟子侍） 日出時刻：05時42分ごろ
事故の経過	本船は、船長1人が乗り組み、釣り客並びに‘遊漁及び巖流島等を撮影するスタッフ’（以下「撮影スタッフ」という。）計8人を乗せ、令和元年8月22日05時30分ごろ山口県下関市の満珠島及び干珠島南方沖の釣り場に向けて北九州市所在の紫川の小型船係留施設を出発した。 本船は、GPSプロッター及び魚群探知機を作動し、船長が操舵室の右舷側の操縦席に腰を掛け、撮影スタッフが前部甲板及び後部甲板

で撮影の準備を行い、関門航路外の下関側で同航路に沿って約15knの対地速力で北北東進していた。

船長は、火ノ山下<sup>ひやました</sup>潮流信号所の電光板が東流7ノットであることを認め、巖流島及び関門橋の撮影を行うことを聞いたので、巖流島にある2体の像を近くでゆっくりと見せようと思い、ふだんより巖流島東岸に接近する進路とし、船首を北東方にある関門橋に向けて、巖流島南端沖で主機を中立運転として漂流を開始した。

船長は、巖流島東岸沖で魚群探知機の画面に表示された水深が急に浅くなったことを認め、クラッチレバーを前進としたところ、05時45分ごろ船体に擦っているような音が聞こえて、クラッチレバーを中立とした。

船長は、乗り揚げたと思い、撮影スタッフを前部甲板で左右の舷に移動させながら船体傾斜を利用して離礁を試みたものの、動かなかつたので自力での離礁を断念し、海上保安庁に本事故の発生を通報した。

本船は、来援した巡視艇に引き出され、小型船係留施設にえい航された。

(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照)

#### その他の事項

本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約0.5mであった。

潮汐表及び関門海峡潮流図によれば、本事故当時、巖流島の東方沖で約4.0knの北北東流であった。

船長は、ふだんは巖流島東岸沖を関門航路に近寄って航行していたが、海図で確認していなかったため、同島北東岸沖に浅瀬が<sup>ひろ</sup>広がっていることを知らなかった。

船長は、本事故当時、GPSプロッターで表示された2m等深線が巖流島の北側に広がっているのを認め、巖流島東岸に近寄っても安全であると思った。(図1、図2参照)

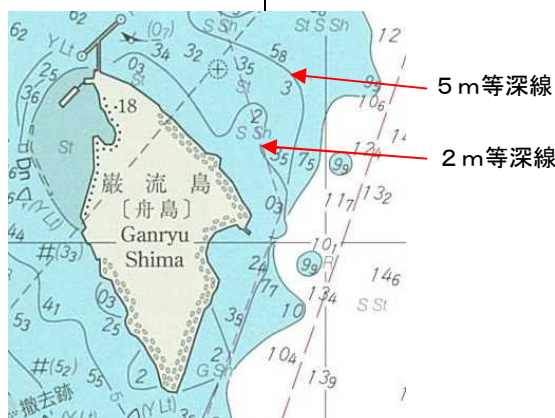


図1 海図W1263 (抜粋)

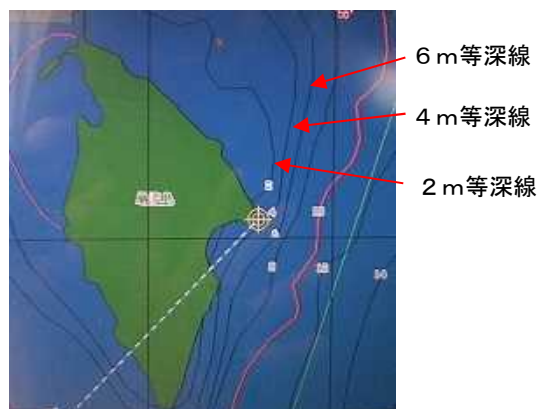


図2 GPSプロッター (巖流島付近)

GPSプロッターは、取扱説明書に注意書きとして、表示される情報が、直接航海の用に供するためのものではなく、詳細な情報及び最

	<p>新の情報については、海図を参照する旨の注意が促されていた。 全乗船者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、巖流島東岸沖において、約4.0knの北北東方への潮流がある状況下、船長が、撮影スタッフに近くで同島の像を見せようと思い、浅瀬の拡延状況を知らずに同島東岸に接近し、機関を中立運転で漂流したことから、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、GPSプロッターで表示された2mの等深線が巖流島の北側に拡がっているのを認め、同島東岸に近寄っても安全であると思ったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、巖流島東岸沖において、約4.0knの北北東方への潮流がある状況下、船長が、撮影スタッフに近くで同島の像を見せようと思い、浅瀬の拡延状況を知らずに同島東岸に接近し、機関を中立運転で漂流したため、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GPSプロッターは、表示される情報が正確性に欠ける場合もあるので、詳細な情報及び最新の情報については、海図及び水路通報を参照すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

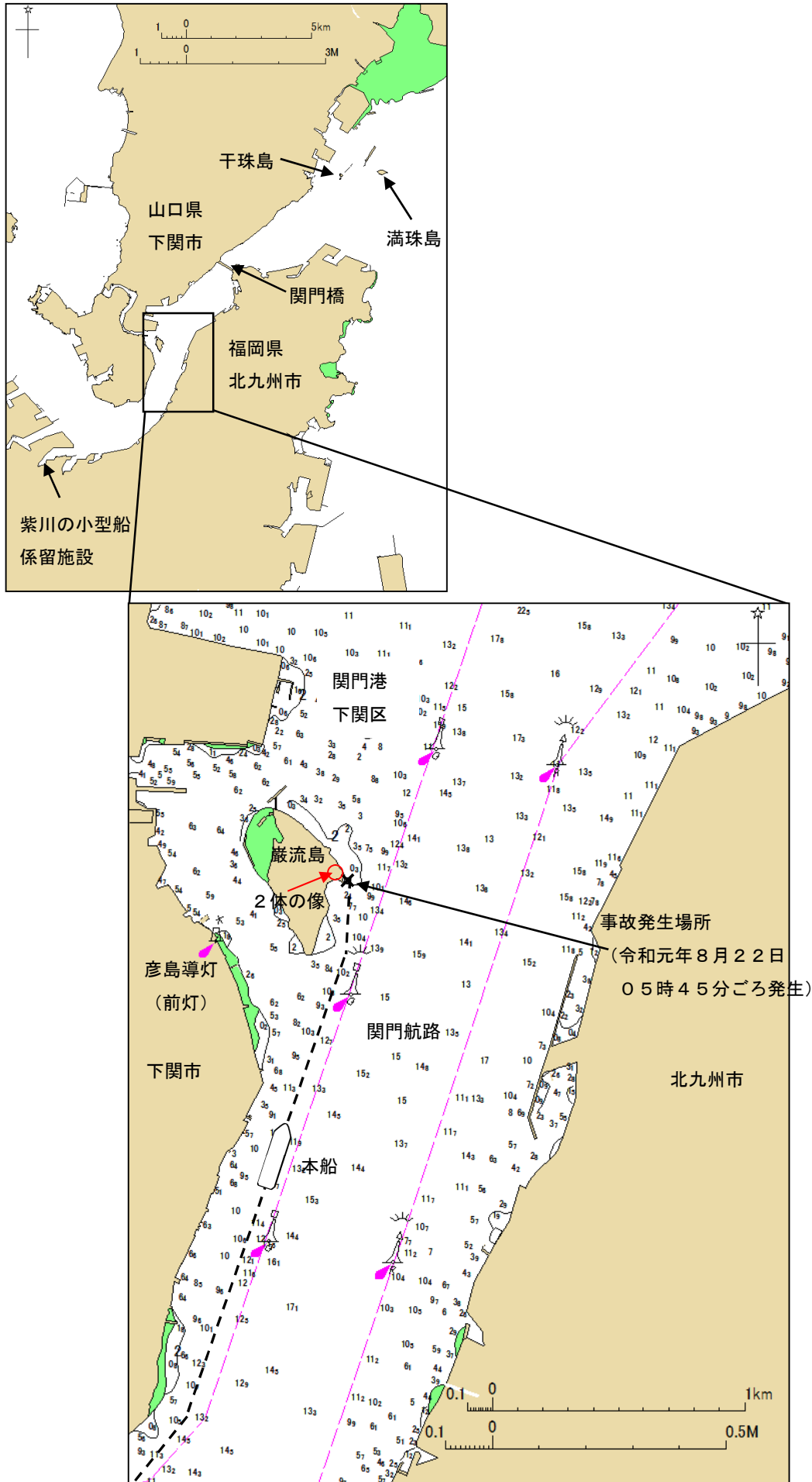


写真1 本船

